



2025年6月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn



内容

<u>11</u>	財務省発行の通達第86/2024/TT-BTC号に基づき、2025年7月1日より、個人識別番号（個人ID番号）が現行の個人税コードに代わって使用されること	OTH
<u>12</u>	2025年6月23日付け、税務局発行の納税者の事業所における税務調査に関するオフィシャルレター第1973/CT-TTKT号	OTH
<u>13</u>	2025年6月22日付け、商工省発行のは、2025年7月1日より施行され、販売促進活動において事業者が実施できる商品・サービスの販売促進に係る最大価額および値引率の規定に関する通達第39/2025/TT-BCT号	OTH
<u>14</u>	第XV区域税務支局からの通知：新しい行政区画に基づき、納税者の住所情報および納税者を直接管轄する税務機関の情報が更新されたことを通知	OTH
<u>15</u>	適用開始日の2025年7月1日より、税務局発行のオフィシャルレター第20657/CT-NVT号は、個人識別番号を個人の納税者番号として使用し、また、組織の電子識別アカウントを電子税務取引において使用することに関するガイダンス	OTH
<u>16</u>	2025年5月31日付け、財務省発行のインボイスインボイスおよび証憑書類に関する税務管理法の実施ガイダンスに関する通達第32/2025/TT-BTC号	INV

内容

<u>17</u>	2025年6月4日付け、15区域税務支局発行の最終消費者に係る領収書を発行する場合の代理店向け商業割引政策に関するオフィシャルレター第3593/CCTKV.XII-QLDN4-QNA号	INV
<u>18</u>	2025年6月10日付け、16区域税務支局発行のマンションの保守基金から生じた預金利息に係る電子インボイスの発行に関するガイドラインについてのオフィシャルレター第10301/CCTKV.XVI-QLDN1号	INV
<u>19</u>	2025年6月11日付け、17区域税務支局発行の明細書を添付したインボイスの発行に関するガイダンスを示すオフィシャルレター第10500/CCTKV.XVI-QLDN1号	INV
<u>20</u>	2025年6月11日付、16区域税務支局発行の電子インボイスの発行に関するオフィシャルレター第10498/CCTKV.XVI-QLDN2号	INV

新情報 2025年6月

11 個人識別番号（個人ID番号）が現行の個人税コードに代わって使用されることになる

2024年発令通達第86/2024/TT-BTC号（財務省発行）によれば、2025年7月1日より、個人ID番号（個人識別番号）が現行の個人納税者番号に代わる。

それに伴い、納税者は2025年7月1日から個人ID番号を納税者番号の代わりに使用する規定を以下のよう
に留意する必要がある。

第一に、個人ID番号を納税者番号の代わりに使用できる対象者は以下の通りである：

- (i) 個人所得税の課税対象となる所得を有する個人。
- (ii) 税法に基づく扶養者として認められる個人。
- (iii) 世帯代表者、個人事業主代表者、個人事業者。。
- (iv) 国庫に対する義務を負う組織、世帯、およびその他の個人。

11 個人識別番号（個人ID番号）が現行の個人税コードに代わって使用されることになる

第二に、2025年7月1日以降の納税者番号から個人ID番号への移行の実施について（通達86/2024/TT-BTC第39条に基づく）：

- － 納税者が既に納税者番号を有し、税務登録情報が国の住民基本台帳に登録された個人情報と正確に一致している場合：個人ID番号を納税者番号の代わりに使用する対象である個人事業主、世帯、個人が2025年7月1日以前に納税者番号を取得し、その代表者の税務登録情報が国の住民基本台帳に登録された個人情報と一致している場合、
 - 個人事業主、世帯、個人は2025年7月1日から、以前に付与された納税者番号に基づく税務義務の調整・補充を含め、個人ID番号を納税者番号の代わりに使用できる。
 - 同時に、税務当局は個人事業主、世帯、個人の全データおよび扶養控除登録データを個人ID番号で管理・監督する。

11 個人識別番号（個人ID番号）が現行の個人税コードに代わって使用されることになる

- 納税者が既に納税者番号を有しているが、税務登録情報が国の住民基本台帳の個人情報と正確に一致しないか不完全な場合：個人事業主、世帯、個人が2025年7月1日以前に納税者番号を取得しているものの、代表者の税務登録情報が国の住民基本台帳の個人情報と一致しないか不完全である場合、
 - 税務当局は、個人事業主、世帯、個人の納税者番号の状態を「10：個人ID番号情報更新待ち」へ更新する。
 - 納税者は、通達86/2024/TT-BTC第25条第1項および第4項の規定に基づき、税務登録情報の変更手続きを税務当局で行い、通達86/2024/TT-BTC第38条第2項の規定により個人ID番号を納税者番号の代わりに使用する前に、国の住民基本台帳の情報と正確に一致させる必要がある。

11 個人識別番号（個人ID番号）が現行の個人税コードに代わって使用されることになる

- － 複数の納税者番号を付与された個人の場合：複数の納税者番号を付与されている個人は、付与された各納税者番号に対して個人ID番号の情報を更新しなければならず、税務当局はこれをもとに複数の納税者番号を個人ID番号に統合し、個人の税務データを個人ID番号単位で一元管理する。

12 納税者の事業所における税務調査

2025年6月23日付け、税務局発行の納税者の事業所における税務調査に関するオフィシャルレター第1973/CT-TTKT号

2025年4月14日付中央指導委員会の決議第18-NQ/TW号に基づく省・郡行政単位の統合整理および二層地方政府組織体系構築に関する総括計画第47-KH/BCD号の実施、ならびに2025年4月14日付首相決定第758/QD-TTg号による行政単位整理および二層地方政府組織モデル構築計画の公布、さらに2025年5月7日付財務省公文第489/BTC-TCCB号による財務省直属機関の一部組織体制整備の継続に伴い、税務調査業務が中断されず、調査関連書類の迅速かつ効率的な引継ぎが行われるよう、税務局は管轄区域の税務署長に以下の事項の速やかな実施を要請する。

- 既に発出されて調査中の調査決定については、納税者所在地における調査を速やかに終了し、法令に適合した行政処分決定を発出するとともに、2025年7月1日以前に調査結果のデータ入力を税務システムへ完了すること。
- 組織再編完了まで調査決定の発出を一時停止すること。

12 納税者の事業所における税務調査

2025年6月23日付け、税務局発行の納税者の事業所における税務調査に関するオフィシャルレター第1973/CT-TTKT号

- (1) すでに発行済みであり、納税者の事業所にて実施中の税務調査決定について：調査チームは、関連法令に従って迅速に調査業務を完了し、行政処分決定を発行するとともに、2025年7月1日以前に調査結果を税務機関のの種各アプリケーションに入力・登録する必要がある。
- (2) 組織再編作業が完了するまでの間、新たな税務調査決定の発行は一時停止とする。

販売促進活動において、事業者が実施できる商品の販売促進に用いる商品・サービスの価額の上限、ならびに販売促進対象の商品・サービスに対する最大値引率。

2025年6月22日付け、商工省発行のは、2025年7月1日より施行され、販売促進活動において事業者が実施できる商品・サービスの販売促進に係る最大価額および値引率の規定に関する通達第39/2025/TT-BCT号

第3条 販売促進に使用する商品・サービスの価値に関する上限額：

1. 販売促進対象となる単位あたりの商品・サービスに対して提供される物的価値は、販売促進開始直前の当該商品・サービスの販売価格の50%を超えてはならない。ただし、商業法第92条8項および第9項、ならびに2018年5月22日付け政令第81/2018/ND-CP号第8条、第9条2項、第12条、第13条、第14条に規定される販売促進の形式による場合は、この限りではない。

販売促進活動において、事業者が実施できる商品の販売促進に用いる商品・サービスの価額の上限、ならびに販売促進対象の商品・サービスに対する最大値引率。

2. 1つの販売促進プログラムにおいて使用される商品・サービスの総価値は、当該販売促進の対象となる商品・サービスの総価値の50%を超えてはならない。ただし、商業法第92条第8項および第9項、並びに政令第81/2018/ND-CP第8条および第9条第2項に規定される販売促進の方法による場合は、この限りではない。

3. 販売促進に用いられる商品・サービスの価額は、以下のいずれかの方法で算定される：

- a) 事業者が自ら当該商品・サービスを製造、輸入、または提供していない場合：販売促進を行う事業者が当該商品・サービスを購入するために支払った対価、または発表時点における市場価格とする。
- b) 事業者が当該商品・サービスを直接製造、輸入、提供する場合：製造原価または輸入価格とする。

13

販売促進活動において、事業者が実施できる商品の販売促進に用いる商品・サービスの価額の上限、ならびに販売促進対象の商品・サービスに対する最大値引率。

4. 集中型プロモーションプログラムを実施する場合には、プロモーションに使用される商品・サービスの価額の上限は100%とする。また、中央政府の権限を有する機関によって決定された販促プログラムや商業振興活動の枠組みにおけるプロモーション活動についても、プロモーションに使用される商品・サービスの価額の上限は100%が適用される。

5. 本条第4項に規定される集中型販売促進プログラムには、以下が含まれる：

a) 国家機関（中央および省レベル）は、国家または地方の目標とする経済発展政策を実施するために、集中型販売促進プログラムの実施に関する決定を発出することができる。国家は、集中型販売促進プログラムの実施を奨励する政策を有しており、すべての事業者はこれらのプログラムに参加する権利を有する。

b) 労働法に規定される祝日・テト（旧正月）における販売促進キャンペーンには、以下が含まれる：

- 旧正月（テト）キャンペーン：旧暦新年初日の直前30日間；
- その他の法定祝祭日：販売促進の期間は、各祝祭日における法定休日期間を超えてはならない。

13

販売促進活動において、事業者が実施できる商品の販売促進に用いる商品・サービスの価額の上限、ならびに販売促進対象の商品・サービスに対する最大値引率。

第4条 販売促進の対象となる商品・サービスに対する最大値引率

1. 販売促進の対象となる商品・サービスに対する最大値引率は、当該販売促進開始直前の価格の50%を超えてはならない。
2. 第3条第5項に規定される集中型販売促進プログラムを実施する場合、販売促進の対象となる商品・サービスに対して適用される最大値引率は100%とする。また、中央レベルの権限を有する機関が決定した販売促進プログラム・商業振興活動の枠内で実施される販売促進についても、最大値引率100%が適用される。
3. 以下の場合には、値引き販売の実施に際し、最大値引率の上限は適用されない。：
 - a) 国家の価格安定政策の実施対象となる商品・サービス。
 - b) 生鮮食品。
 - c) 企業の破産、解散、または所在地変更に伴う商品・サービス。

14 新たな行政区画および直接管理する税務機関に基づく納税者の住所情報の更新

2025年6月30日付けで地方税務署第15地区支部より発行された通知第4508/TB-CCTKV15-DON号は、新たな行政区域および納税者を直接管理する税務機関に基づき、納税者の情報および所在地を更新する件についてのものである。

- 税務機関は、新行政区分（省・社レベル）に基づき、納税者の住所情報を税務データベース上で自動更新する。
- 納税者は、事業登録証の情報を必ずしも修正する義務はない。本通知は、納税者が関連機関に説明する際や、請求書の住所が事業登録証と異なる場合に顧客へ説明するための根拠となる。
- 納税者が事業登録証の更新を希望する場合は、所定の手続きに従い、事業登録機関で手続きを行うことができる。

15 新たな行政区域および納税者を直接管理する税務機関に基づく納税者の住所情報の更新

2025年6月26日付け、税務局発行の公文書第2065/CT-NVT号は、2025年7月1日より、個人番号の代わりに個人納税者番号を使用し、組織の電子取引において電子識別アカウントを利用する運用の実施に関する指導を行うものである

2025年7月1日以降、個人識別番号は、ベトナム人個人および世帯代表者、事業主、個人事業者の納税者番号に代わって使用される。

- 2025年7月1日以前に納税者番号を持たない者については、
 - 事業主は、規定に従い事業登録機関に登録する。
 - 個人および世帯代表者（事業主を除く）は、2024年発行の通達第86/2024/TT-BTC第22条に基づき納税登録を行う。

15 新たな行政区域および納税者を直接管理する税務機関に基づく納税者の住所情報の更新

- 2025年7月1日時点で、納税者が電子識別アカウントの発行手続きを進めているが、公安省からまだ発行されていない場合、または外国人個人や外国人が法定代理人である組織が公安省の実施状況により電子識別アカウントを未取得の場合、納税者は公安省の実施スケジュールに従い電子識別アカウントが発行されるまで、税務電子口座を通じて税務義務を履行することができる（税務管理法および電子取引法の規定を満たす場合）。
- 電子識別アカウントの発行対象外の納税者は、引き続き税務管理法、電子取引法、財務省発行の通達第19/2021/TT-BTCおよび第46/2024/TT-BTCに従い、電子方式で税務取引を行うものとする。

15 新たな行政区域および納税者を直接管理する税務機関に基づく納税者の住所情報の更新

- 2025年7月1日以前に納税者番号を有している者については、
 - 国民データベースと情報が一致している場合、旧納税者番号は自動的に個人識別番号に移行され、行政手続きは不要である。2025年7月1日以降、個人識別番号を納税者番号の代わりに使用でき、過去に申告した税務義務の修正も可能である。税務機関は個人識別番号でデータを管理する。
 - 国民データベースと情報が一致していない場合、納税者番号は「個人識別番号情報更新待ち（状態コード10）」に変更される。納税者は税務登録情報を国民データベースと一致させるために変更する必要がある、一致後は個人識別番号を納税者番号の代わりに使用でき、過去の税務義務の修正も可能となる。

15 新たな行政区域および納税者を直接管理する税務機関に基づく納税者の住所情報の更新

- 2025年7月1日以降、事業所を有する事業主および個人事業者については、税務機関は事業所ごとの納税者番号を発行せず、事業主および個人事業者は代表者の個人識別番号を唯一の納税者番号として使用する。以前に事業所に発行された納税者番号は個人識別番号に移行される。
- 複数の納税者番号を有する個人は、税務機関が税務データを統合・一元管理できるよう、既存の納税者番号に対して個人識別番号を更新する必要がある。なお、旧納税者番号で発行された請求書、証憑、税務書類は法的効力を有し、修正は不要である。
- 2025年7月1日以降、事業所を有する事業主および個人事業者に対して、税務機関は事業所ごとの納税者番号を発行せず、代表者の個人識別番号を唯一の納税者番号として使用するものとし、これまで事業所に発行されていた納税者番号は個人識別番号へ移行される。

16 インボイスインボイスおよび証憑書類に関する税務管理法

2025年5月31日付け、財務省発行のインボイスインボイスおよび証憑書類に関する税務管理法の実施ガイダンスに関する通達第32/2025/TT-BTC号

1. 適用範囲

2025年発行の通達第32/2025/TT-BTC号は、電子請求書および電子証憑に関する事項を改正するものであり、その適用範囲は税務管理法、一部条項の施行指導、ならびに政令第123/2020/NĐ-CPおよび政令第70/2025/NĐ-CPに関するものである。具体的には、リース取引に関する電子請求書の作成および電子請求書・証憑に関わる移行措置の取扱いに重点を置いている。

- － 対象者：通達第32/2025/TT-BTCの適用対象は、政令第123/2020/NĐ-CP第2条および政令第70/2025/NĐ-CP第1条第1項に規定される組織および個人である。

16 インボイスインボイスおよび証憑書類に関する税務管理法

2. 電子インボイスの発行委任

通達の規定によれば、商品販売またはサービス提供を行う事業者は、電子インボイスの使用資格を有し、かつ電子インボイス使用停止処分を受けていない第三者に対して発行業務を委任できる。委任は、委任者と受任者間の契約または合意書という書面で行う必要があり、電子インボイス使用登録時に税務当局へ委任に関する情報を通知しなければならない。受任者が発行する電子インボイスには委任者及び受任者双方の情報を完全に記載し、双方が委任情報を公表する責任を負う。受任者は、実際の取引に基づく電子インボイスを作成し、定められた原則を遵守する義務がある。契約または合意書には、委任者・受任者の詳細情報、委任対象の電子インボイス情報、委任目的、委任期間、および関連する支払方法を明記する必要があり、双方がこれら書面を保管する。委任情報の変更は電子インボイス使用登録情報の変更とみなされ、関係者は現行規定に従い税務当局へ通知を行う義務がある。

16 インボイスインボイスおよび証憑書類に関する税務管理法

3. 特定の場合における電子インボイス適用の原則

a. 照合に基づくインボイス作成のケース：

大量かつ継続的に行われ、照合作業に時間を要する販売・サービス提供取引（例：デリバティブ商品、産業給食サービス、商品取引所サービス、信用情報サービス、企業・組織向けタクシーサービス）は、政令第123/2020/ND-CP第9条第4項a号（政令第70/2025/ND-CP第1条第6項により修正・補足）に基づきインボイスを作成する。

b. リース取引に係る付加価値税対象インボイス

リース事業者は、付加価値税課税対象資産のリース時にインボイスを作成する義務があり、対応する仕入れ付加価値税インボイスが必要である。売上付加価値税は仕入れ付加価値税と一致し、税率欄には「CTTC」と記載する。購入資産が付加価値税非課税対象である場合、または付加価値税インボイスや輸入段階の付加価値税納付証憑が存在しない場合は、インボイスに付加価値税を記載してはならない。

16 インボイスインボイスおよび証憑書類に関する税務管理法

4. 電子インボイス適用への切替対象者:

- コードなしの電子インボイスを使用している納税者が、税務当局発行のコード付き電子インボイスへの切替を希望する場合は、規定に従って電子インボイス使用情報の変更手続きを行う。
- 税務管理法第91条第2項に基づきコードなし電子インボイスを使用する納税者が、財務省の2021年5月17日付通達第31/2021/TT-BTCに規定された税務リスクが高いと認定され、かつ税務機関からコード付き電子インボイスへの切替通知を受けた場合、税務機関発行のコード付き電子インボイスの適用に切替えなければならない。税務機関の通知日から10営業日以内に、納税者は電子インボイス使用情報を変更し（コードなし電子インボイスから税務機関コード付き電子インボイスへ切替）を行う必要がある。

16 インボイスインボイスおよび証憑書類に関する税務管理法

- 企業が複数の事業を営む場合、コンピュータレジスター発行の電子インボイスの使用登録は、直接消費者に対する商品販売・サービス提供（ショッピングセンター、スーパーマーケット、小売業（自動車、オートバイ、モーター付きその他車両を除く）、飲食業、レストラン、ホテル、旅客運送サービス、道路運送支援サービス、芸術サービス、娯楽・レクリエーション、映画上映、その他の個人向けサービス（ベトナム経済産業分類に準ずる））に適用される。その他の事業活動については、税務機関発行のコード付きまたはコードなし電子インボイスの使用登録を行うものとする。

16 インボイスインボイスおよび証憑書類に関する税務管理法

5. 納税者の高リスク判定基準

a. 税務リスクが高い納税者の判定基準:

- 基準①：権限ある機関の結論により、所有者または代表者が詐欺行為や請求書の売買を行っていること。
- 基準②：所有者または代表者が、マネーロンダリング防止法に基づく疑わしい取引リストに掲載されていること。
- 基準③：本社所在地が不明確であるか、営業が認められていない集合住宅に所在する、または事業所が本社・支店の所在県・市外にあること。
- 基準④：代表者または所有者が、税務番号未停止の休止中納税者の代表者または所有者であるか、登録住所で営業していない、または財務省の指導に基づく税務、請求書、証憑に関する違反行為があること。
- 基準⑤：税務当局が特定し通知したその他のリスク兆候があること。

b. 極めて高リスクと判断される納税者の判定基準:

税務局は、各時期の税務管理要件に対応するため、時期ごとに極めて高リスク納税者を評価・判定するための指標基準を定める。

16 インボイスインボイスおよび証憑書類に関する税務管理法

6. 施行効力

通達第32/2025/TT-BTC号は2025年6月1日より施行され、2019年6月13日付税務管理法の一部条項、2020年10月19日付政令第123/2020/NĐ-CP号による請求書・証憑規定の実施指導を目的とした2021年9月17日付通達第78/2021/TT-BTC号に代わるものである。

- 2025年6月1日以前に登録し、コンピュータレジスター発行の電子インボイスを使用している定額課税方式の事業主および個人事業者は、引き続き税務機関に登録済みのコンピュータレジスター発行インボイスを使用する。
- 特に、2025年6月1日以前に、直接消費者へ商品販売・サービス提供を行う事業（例：ショッピングセンター、スーパーマーケット、自動車・オートバイ・モーター付き車両を除く小売業、飲食業、レストラン、ホテル、旅客運送サービス、道路運送支援サービス、芸術サービス、娯楽・レクリエーション、映画上映、その他ベトナム経済産業分類に基づく個人向けサービス）に関して、税務機関のコード付きまたはコードなし電子インボイスに登録・使用している企業は、政令第70/2025/NĐ-CPに基づくコンピュータレジスター発行の電子インボイスへの切替を選択するか、または税務機関に登録済みの電子インボイスの使用を継続できる。

17 最終消費者に係る領収書を発行する場合の代理店向け商業割引政策

2025年6月4日付け、15区域税務支局発行の最終消費者に係る領収書を発行する場合の代理店向け商業割引政策に関するオフィシャルレター第3593/CCTKV.XII-QLDN4-QNA号

1. 企業が代理店を通じて商品を定価で販売し、代理店が手数料を受け取る場合、企業は以下のいずれかの方法によりインボイスおよび証憑書類を使用することができる：
 - － 各事業者および各販売段階において独立して付加価値税の申告・納付の根拠とするために、電子付加価値税インボイスを使用する。
 - － 委託販売用の商品に関して代理店に商品を出荷する場合に関する規定に基づき、代理店販売用の出庫票を使用する。

販売代理店業務を受託した事業所は、商品を販売する際、規定に従い消費者に対してインボイスを発行するとともに、販売した商品の明細表を、商品を委託した事業所（以下「出荷元事業所」という）に送付する必要がある。その後、出荷元事業所は、実際に消費された商品に対して代理店事業所に付加価値税インボイスを発行する。

17 最終消費者に係る領収書を発行する場合の代理店向け商業割引政策

2025年6月4日付け、15区域税務支局発行の最終消費者に係る領収書を発行する場合の代理店向け商業割引政策に関するオフィシャルレター第3593/CCTKV.XII-QLDN4-QNA号

2. 企業が代理店に対して商業割引または政策に基づく売上支援を行う場合、以下の条件を満たす場合に限り、会社は訂正インボイスを発行することができる：

- － インボイス発行後に発生した値引きであること
- － 代理店との間に明確な合意があること
- － 値引き額が販売済みの商品・サービスの金額を超えないこと

18 マンションの保守基金から生じた預金利息に係る電子インボイスの発行に関するガイドライン

2025年6月10日付け、16区域税務支局発行のマンションの保守基金から生じた預金利息に係る電子インボイスの発行に関するガイドラインについてのオフィシャルレター第10301/CCTKV.XVI-QLDN1号

2013年12月31日付けの財務省通達第219/2013/TT-BTC号第5条1項の規定に基づき、マンションの保守基金から発生し、マンションに返還される預金利息に関しては、企業が受け取る当該利息所得はその他の財務収益と見なされ、付加価値税の申告および納付の対象とはならない。企業は当該財務所得に関する付加価値税の電子インボイスを発行する必要はなく、現行法の規定に従い、収益に係る証憑のみを作成する。

19 明細書を添付したインボイスの発行に関するガイダンス

2025年6月11日付け、17区域税務支局発行の明細書を添付したインボイスの発行に関するガイダンスを示すオフィシャルレター第10500/CCTKV.XVI-QLDN1号

会社が複数の輸送便に対してインボイスを発行する事業活動を行っている場合、以下のように政令第70/2025/ND-CP第1条第7項a.3号に定められた条件を満たしていれば適用される：

- 商品・サービスの数量：販売者は、上記の単位に基づき、数量をアラビア数字で記載する。電気、水道、電気通信サービス、情報技術サービス、テレビ放送、郵便・宅配サービス、銀行、証券、保険、診療・治療サービスなど、定期的なサイクルで提供される特定のサービス、または財務大臣の指導に基づくその他のケースにおいては、データ照合後にインボイスを発行することができ、この場合、販売者はインボイスに添付する明細書（バンケー）を使用することができる。明細書はインボイスとともに保管され、権限のある機関による検査・照合の際に使用される。

19 明細書を添付したインボイスの発行に関するガイダンス

- インボイスには「明細書番号…、作成日…年…月…日添付」と明記する必要がある。明細書には、販売者の名称、納税者番号、住所、商品・サービス名、数量、単価、販売額、作成日、作成者の氏名および署名を記載することが求められる。販売者が仕入税額控除方式による付加価値税を適用している場合、明細書には「付加価値税率」および「付加価値税額」の項目を含める必要がある。支払金額の合計は、付加価値税インボイスに記載された金額と一致していなければならない。明細書に記載される商品・サービスは、当日販売順に記録し、「インボイス番号…、作成日…年…月…日添付」と明確に記載する必要がある。

上記の条件を満たす場合、企業は法令の規定に従い、インボイスに添付する明細書（バンケー）を使用することが認められる。

2025年6月11日付、16区域税務支局発行の電子インボイスの発行に関するオフィシャルレター第10498/CCTKV.XVI-QLDN2号

仕入税額控除方式により付加価値税（VAT）を申告・納付している企業が、輸出取引や国外へのサービス提供を行っており、電子商業インボイスの発行が、電子的手段による税務当局へのデータ送信要件を満たさない場合には、当該企業は国外向けの輸出商品・サービスに対して、電子付加価値税インボイスを発行することが認められる。



Abbreviations

VAT	Value Added Tax	MOF	Ministry of Finance
PIT	Personal Income Tax	GDT	General Department of Taxation
CIT	Corporate Income Tax	MOIT	Ministry of Industry and Trade
FCT	Foreign Contractor Tax	MOLISA	Ministry of Labor, War Invalids and Social Affair
SCT	Special Consumption Tax	DPI	Department of Planning and Investment
IET	Import and Export Tax	SBV	The State Bank of Vietnam
OTH	Other	EPE	Export processing enterprises
OL	Official Letter	EPZ	Export Processing Zone
ACC	Accounting	IZ	Industrial Zone
LAB	Labor		



2025年6月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。





お問合せ

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

HO CHI MINH OFFICE

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Dakao Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84 8 3820 5731/ 2 | Fax: +84 8 3820 0906

HA NOI OFFICE

19F, Tower 1, Capital Place Building, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Khanh Ward, Ba Dinh District, Hanoi city, Vietnam

Tel: +84 81 489 4789

TOKYO OFFICE

Corporate Advisers Inc

Japan Tokyo-to Chiyoda-ku, Kasumigaseki 3-2-5 Kasumigaseki Building 33F

Tel: +81 3 3593 3238 | Fax: +81 3 3593 3248



URL: www.kmc.vn

Email: info@kmc.vn

Hotline in English: +84 81 489 4789

Hotline in Japanese: +84 91 988 9331

